

アジア局
金沢 本務官
小林 参事官

北東アジア課 94

厚生省保管旧軍人韓囚人遺骨

について

44. 10. 3

北東アジア課

本件に関して、伊達北東アジア課長は、10月

2日 他用をもつて来訪した。金太智一等書記官

に対し、先般の第3回定期閣僚会議のコミ

ニケ草案作成の際 外務関係個別会議に

おいて 双方間に実質的に合意をみた文言

(別添)に基づいて、日本側としては、確認の

できる遺族及び縁故者に対して遺骨を引き

渡すこととしたく、関係遺族及び縁故者の

確認には、戸籍抄本等の証拠のほか、在京

大使館または外務部による認証を要する

こととし、かかる認証のない申請に対しては

在京大使館に認証を求めしめた上で引渡

すこととした旨述べた。

これに対し、金一等書記官は、韓国側の

立場は一括返還であることは変わっていない等

別添の実質的合意文を反古にする如き反応

を示したので、伊達より、一括返還であるか

ないかの原則論はこの際一応棚上げとし、

現実には遺骨引取りを希望している確認ので

きる遺族または縁故者に対して遺骨が渡

るようであることが先般の了解に合致し、

かつ現実的な措置である旨を強調し、全

書記官も本国政府に報告し、その意見を求

める旨述べて帰った。

兩國の關係は、現在日本國政府により保管されている第二次大
戰中發見した韓國人遺骨の引き渡しを早急になされるところを希望
し、これがためまず確證のできる遺族及び遺骸者に當該遺骨を渡
すことに合意した。なお、兩國の政府は韓國にある日本人遺骨の
保全及び日本側關係者による引き取りに關し、さらに兩國間で結
し合いを行なうことに合意した。